

第8・10・11・15回会合における構成員からの主なご意見

2019年11月29日

事 務 局

序・フェイクニュース対策の必要性・目的

- インターネットの役割が大きくなり、伝統的なメディアが様々な情勢にさらされている一方、新しいジャーナリズムも胎動しつつある中で、表現の自由や情報流通の自由、知る権利を確保しながらフェイクニュース対策について議論をしていくということが本研究会の大きな課題。
- フェイクニュースといっても、災害時の問題、ヘイトスピーチの問題、民主主義と安全保障、特に安全保障に関わる問題については、それぞれ規律の枠組みや保護法益との関係、あるいは国家の主権との関係でも様々な問題がある。プラットフォームサービス研究会ではフェイクニュース対策を横串で見ているが、本来それぞれの前提となる世界があった上で検討を行っているという点の整理が必要。
- 公正報道又は客観報道といったジャーナリズムの規範を遵守することで広く事実を人に知らせるという役割を果たしてきた既存のマスメディア、新しくネットで活躍するメディア、そして、情報流通の社会基盤でありイノベーションの基礎でもあるプラットフォーム事業者という、広い意味で表現の自由や民主主義にコミットするこれらの主体の適切な連携が必要。この点は、フェイクニュース対策の必要性や自主的スキームの尊重について議論する中で、議論の全体を貫く前提である。

【以上、宍戸座長】

- 安全保障に関わるフェイクニュースの問題とその他一般の間違った情報が流れているというフェイクニュースの問題は、質的にも違いがあり、対策の在り方も異なってくるところ、必ずしも同じテーブルの上で議論できる部分とできない部分があるという点が強調されるべき。

【以上、生貝構成員】

- フェイクニュースによって実害が発生することが問題なのであり、フェイクニュース対策の目的はフェイクニュース自体を禁止するのではなく、フェイクニュースによる実害を防止することであることを前提として考えるべき。【寺田構成員】
- エコーチェンバーやフィルターバブルは不可避の現象であり、今後も進んでいく。これらがフェイクニュースの拡散や問題の深刻さに影響を与えていることはフェイクニュース対策の必要性・目的に関わる。【森構成員】

1. 自主的スキームの尊重

- 表現の自由や検閲の禁止といった観点から、個別のコンテンツの内容を政府が審査したり、事前に抑止的な効果をもたらすことは極めて慎重でなければいけないというのが議論の出発点。その上で、フェイクニュース等への対策の取り組みの枠組みの中で、政府が規制者というよりは、さまざまなステークホルダーの関係を取り持ち、問題を提起するようなコーディネーターとしての役割をまずは政府が果たすべきであり、ステークホルダー間のリソース等の差異を踏まえ、必要なアクターに対する一定の支援を行ったりアクター間の調整を取り持つ役割も出てくるという点は構成員の共通認識。
- 「モニタリング」という考え方に関して、1つは、フェイクニュースをめぐる現在のメディア環境における問題を社会・世論が把握して対策を打つために、事業者の側で必要な情報の公開や透明性の確保といった取組が必要であり、社会全体のモニターが適切に回っていくように、例えばフォーラムを設置して政府がコーディネーターとしての役割を果たすという方向性が考えられる。他方で、もう一步進んで、例えば災害や選挙といった特定の状況下で政府が能動的に情報の提供を事業者に求めて提出させるといった、政府に能動的・積極的にモニタリングの役割を求めることも考えられる。このような政府の役割のうち、コーディネーターや支援ということを超えて、モニタリングにおいて果たすべき役割・強度については構成員の間でニュアンスの違いがあるように見受けられた。

【以上、宍戸座長】

- 情報を削除することに関しては、基本的には自主規制を前提とすべきである一方、プラットフォーム事業者が行う削除やモデレーションといった自主的取組をモニタリングする際に必要なデータの開示を求めたり、政治広告に一定の透明性を求めるといったことに関しては、前者の問題とは分けて考えられるのではないか。
- 透明性という問題は、フェイクニュースという問題に限られず、現代のプラットフォーム関係における消費者保護に深く関わるものであり、情報の流通のインフラとしての透明性というものをどのように図っていくのかについて、少し踏み込んだ形でのアプローチも考えられるのではないか。

【以上、生貝構成員】

- 報道規制等はあるべきではないことなので、事業者の自主的な取組の尊重という点に賛成。 【木村構成員】
- フェイクニュースを流そうとする方向に経済的インセンティブが生まれてしまうので、自主規制のみではうまく機能しないのではないか。法定の注意義務を課す等の対策は必要ではないか。 【崎村構成員】

1. 自主的スキームの尊重 (続き)

- 第三者がファクトチェックを実施する場合や、プラットフォーム事業者の自主的な取組を第三者がモニタリングする場合、ファクトチェックやモニタリングをどの機関が担うのかというスキームを今後明確に絞り込んでいくことが重要。
【手塚構成員】
- 法的な規制は好ましくないが、他方でcode of practiceのようなものを日本においてどうやって進めていくのか、どうやってモニタリングしていくのかといった、自主規制あるいは共同規制的なものを進めるための枠組について議論していくことも必要である。
- 仮に中立や公正が何かということが明確に決められていない中でモニタリング機関が作られてしまうと、場合によってはメディアやプラットフォームをおかしな方向へ持って行ってしまうような機関になりかねない。モニタリング機関は複数あって切磋琢磨していくような形が望ましいが、もし1つしかない状況であれば、少なくとも政府としてはモニタリング機関の在り方や運用についてある程度見ていく必要があるのではないかと。
【以上、寺田構成員】
- 「政府はフォーラムの設置と報告を受けること以上踏み込むべきではない」と言ってしまうと、プラットフォーム事業者の自主的な取組について報告を受け、取組内容に問題があると認識した後も対応ができないということにもなりかねないため、今の段階で上限を決める必要はないのではないかと。
【松村構成員】
- 基本的には自主的な取組を重視することが適当。何がフェイクニュースであり何が削除されるべきものかという判断については政府が関与すべきではないので、政府はフェイクニュース対策としてプラットフォーム事業者の取組内容をモニタリングする以上に政府が積極的に関与すべきものではない。
- フェイクニュースは違法情報ではなく有害情報。適法な情報の削除等に関する問題については、フォーラムの設置と報告を受けること以上に政府が踏み込んだことをすべきではない。
- フェイクニュースが何かといったコンテンツの中身の判断については、これまで同様自主規制にほぼ全面的に委ねることとし、他方、情報の受け手となる対象者を選定することやレコメンデーションのアルゴリズムの操作などについては、自主規制に任せるのではなく、政府として一歩踏み込んだ対応をして構わないのではないかと。
【以上、森構成員】

2. 我が国におけるフェイクニュースの実態調査

- フェイクニュース対策については、事実を検証しながら取り組んでいかなければならない。
- Facebookの研究者がFacebookのデータを使って検証を行っている分析があり、外部の研究者はデータが手に入らないので再検証ができないという状況がある。こういった偽情報等の問題はエビデンスベースで事実を検証しながら取り組む必要があり、しっかりとしたデータをプラットフォーム事業者から入手する必要がある。
- これまでのフェイクニュースの状況に関する調査に加え、将来的にも情報の把握が必要。偽アカウントの増加や情報源が不明な政治的広告の急増といった事態に備え、プラットフォーム事業者が未然に情報収集・モニタリングを行う体制を構築する必要がある。

【以上、生貝構成員】

- 日本における偽情報の実態を時系列で学術研究の対象として公表し、情報を収集していくことがまず必要であり、かかる学術研究について公的資金を使うことは差し支えないと考えられる。
- 我が国におけるフェイクニュースの事例は、災害時のデマやヘイトスピーチ等、諸外国に比べて特徴があると思うので、その我が国におけるフェイクニュースの特徴について、引き続き分析することが重要。
- フェイクニュースの実態調査を第三者が積極的に進めるにも、十分な情報がないため、実態調査を行うためにプラットフォーム事業者から一定の情報提供を受けることが大前提になる。その際、情報提供を受けるプロセスについても透明性の高いものである必要があり、国内外の主要なプラットフォーム事業者や、それ以外のステークホルダーも含めたフォーラムを設置し、公開された議論をすることで実態を踏まえた進捗を共有し、社会の批判をあおぐようなフレームワークを構築することが重要。

【以上、大谷構成員】

- 実態調査を継続的に行って対策を練っていくという点についても賛成。

【木村構成員】

3. 多様なステークホルダーによる協力関係の構築

- 公正報道又は客観報道といったジャーナリズムの規範を遵守することで広く事実を人に知らせるという役割を果たしてきた既存のマスメディア、新しくネットで活躍するメディア、そして、情報流通の社会基盤でありイノベーションの基礎でもあるプラットフォーム事業者という、広い意味で表現の自由や民主主義にコミットするこれらの主体の適切な連携が必要。この点は、フェイクニュース対策の必要性や自主的スキームの尊重について議論する中で、議論の全体を貫く前提である。（再掲）
【宍戸座長】
- 共同規制にせよ自主規制にせよ、モニタリングが中核的な行政のかかわり方となる。関係者間のオープンなフォーラム開催に加え、政府の会議等で取組の報告を求めることもしばしば行われるので、行政は、プラットフォーム事業者の自主的な取組の進捗を確認し、更なる手立てが必要であるならばどのような方法が望ましいのかという検討も含めて、継続的にモニタリングを行うことが重要。
【生貝構成員】
- 主要プラットフォーム事業者、政府、関係者等で構成するフォーラムの設置について、透明性・公平性を配慮してメンバーを構成すべきであり、利用者の立場の方も構成員として入れるべき。
【木村構成員】
- 偽情報問題には多面性があり、偽情報の拡散について1つの根源的な原因があるのではなく、複数の要素が働いていることを認識するのが重要である。このため、偽情報については多面的な問題解決策をとらなければならない、1つの対応方法を深く追求するというよりは、複数の対応方法を検討していくことが必要である。
- フェイクニュースの実態調査を第三者が積極的に進めるにも、十分な情報がないため、実態調査を行うためにプラットフォーム事業者から一定の情報提供を受けることが大前提になる。その際、情報提供を受けるプロセスについても透明性の高いものである必要があり、国内外の主要なプラットフォーム事業者や、それ以外のステークホルダーも含めたフォーラムを設置し、公開された議論をすることで実態を踏まえた進捗を共有し、社会の批判をおおぐようなフレームワークを構築することが重要。（再掲）

【以上、大谷構成員】

3. 多様なステークホルダーによる協力関係の構築

- 表現の自由の観点から虚偽情報に政府が積極的に対応するには大変難しい部分があるものの、表現の自由に留意しながら、メディアやユーザ等の関係諸機関で連携し、技術的方策も含めた諸々の対応を進めるのが最善であり、そうする他ない。
- 偽情報対策のような古くて新しい課題にかかわる場合には、法改正による早急な対応というよりは、長期的なスパンにおいて学術的な調査も含めた関係主体間の連携・協働を通じた対応が望ましい。 【以上、山口構成員】

4. プラットフォーム事業者による適切な対応及び透明性・信頼性の確保

- 仮に表現に対する抑制を考える場合でも、選挙といった個別の事情を考慮して慎重に議論する必要がある。何か大きな問題があったときに急に後戻りがきかないような規制を行ってしまうことを避ける意味でも、この場で慎重にかつ丁寧に、様々な話を伺ったり情報を集約して議論していきたい。
- プラットフォーム事業者がきちんとフェイクニュース対策を行っているかという問題と同時に、利用者の表現の自由を確保するという観点から事業者が行き過ぎた対応を行っていないかという問題についても透明性が必要。その上で、問題は透明性をどうやって確保していくかということと、透明性をどのような手法でプラットフォーム事業者に遵守して実施してもらうかということも論点。
- それぞれのプラットフォーム事業者のサービス自体が多様であり、フェイクニュース等への対策も事業者のビジネスモデルに応じて多様である。そういう状況を踏まえると、透明性レポートなどにより取組が明らかにされる必要があり、また、透明性レポートが全世界で公表されることと同時に、日本においてはどのような対応をしているのかについて、日本国民に対してわかりやすく示されるということが議論の出発点としては必要。そういった意味でも、対応策として行動規範策定まで進めるのか、あるいはまずその一歩手前で対話のフォーラムの中でプラットフォーム事業者の対応を明らかにして、日本の消費者・メディア・政府が求めていることや関心がある点を示すことで、プラットフォーム事業者の透明性の在り方を日本社会にとって健全な方向に持っていくという戦術も考えられる。
- プラットフォーム特有のフィルターバブルやターゲティング広告の問題について、プラットフォーム事業者が透明性の確保や一定の措置をとる際に、プラットフォーム事業者の信頼性をどう作るか、その信頼性をどのように確保するかという問題がある。 【以上、宍戸座長】

4. プラットフォーム事業者による適切な対応及び透明性・信頼性の確保（続き）

- ヨーロッパでは、プラットフォーム企業に法定の注意義務を課し、それに基づいて具体的な規律をCode of Conductで決定するある種の共同規制方式がフェイクニュースに限らず検討されている。今後Code of Conductの中身がグローバルスタンダードとして確立していく中で、フェイクニュースについても取り扱われると思われるので、注視していくべき。
- プラットフォーム事業者の透明性を高めることと削除することとは論点を分けて考えることができるのではないか。
- ヨーロッパでは、例えばデジタル単一市場著作権指令やオンラインテロリズム拡散防止規則などにおいて、削除等に関する苦情受付とそれを中立的な形で判断する共同規制的な救済メカニズムが設けられている。削除対応について一個一個説明するというよりは、問題があってクレームがあったら説明し、その公正性をどう図るかというアプローチである。
- 偽情報対策というと、真偽がわからないものについて削除するかどうかという表現の自由の問題になってしまいなかなか手が出せない問題だと思いがちな部分があるが、プラットフォーム上に存在する情報についての透明性を高めるといったアプローチは、削除対応とは違う次元の問題として取り組むことができるし、むしろ世界的に急速に取り組まれているのはこちらのアプローチが主眼であるという認識である。
- 自由な言論や政治的な表現の重要性に鑑み、プラットフォーム事業者が様々な問題について世界中から対応を求められてアカウントを過剰に削除するような場合、プラットフォーム事業者に対し、アカウントの削除や凍結の基準を明らかにするよう求めることが必要ではないか。
- 情報を削除するという点に関しては、基本的には自主規制を前提とすべきである一方、プラットフォーム事業者が行う削除やモデレーションといった自主的取組をモニタリングする際に必要なデータの開示を求めたり、政治広告に一定の透明性を求めるといったことに関しては、前者の問題とは分けて考えられるのではないか。（再掲）
- 透明性という問題は、フェイクニュースという問題に限られず、現代のプラットフォーム関係における消費者保護に深く関わるものであり、情報の流通のインフラとしての透明性というものをどのように図っていくのかについて、少し踏み込んだ形でのアプローチも考えられるのではないか。（再掲）

【以上、生員構成員】

4. プラットフォーム事業者による適切な対応及び透明性・信頼性の確保（続き）

- 透明性に関して、こういった情報を公開してもらい、アルゴリズムについて説明をしてもらうのかについては合意ができておらず、議論も詰まっていない。EUの行動規範では、情報公開や消費者のエンパワメントといった内容について自主的に達成すべき指針として示した上で、具体的な取組をプラットフォーム事業者をお願いするという方法をとっており、実際にプラットフォーム事業者はさまざまな取組を行っているが、プラットフォーム事業者は基本的にはグローバルに同一のサービスを運用されており、EUと過度に異なったことを求めていくのは現実としては難しいと思われる。
- 政治広告に関する背景の公開などに関して、EU・米国では既に行われているがほかの国では行われていないという状況について、特に消費者保護に資する取組についてはできるだけ我が国でも行ってもらうことをしっかりと要望していくべき。また、それらの取組について日本の消費者に分かるような形で説明されているものが少ないので、日本の消費者や政府等に対して、日本語で説明することを含めて情報発信してもらうことが必要。

【以上、生貝構成員】

- 偽情報の生成・増幅・拡散というのは、やはりプラットフォーム・エコシステムにおける問題に依存している部分が大いことから、偽情報に対する対応方法の1つとして、プラットフォーム事業者に対して何を求めていくかを取り上げる必要がある。
- 海外事業者における透明性レポートの取組を国内で周知していくことが必要である。
- 個別の対応についてプラットフォーム事業者に説明を求めるのではなく、一定期間を通じた透明性レポートで対応結果を明らかにしていくことが必要である。その際、件数レベルではなく、取組の効果や、過剰な対応がなかったかというような観点での結果についても提示される必要がある。
- プラットフォーム事業者の透明性確保の対応として、透明性レポートが公開されており、特に、その透明性レポートの運用を引き続き継続することが、我々自身の情報リテラシーの向上やステークホルダーについての対応力の向上にもつながるのではないかと。また、透明性レポートを社会的に公表し、学術研究者や有識者がレポートを十分に批判することが、本体の自浄作用につながるのではないかと。

【以上、大谷構成員】

4. プラットフォーム事業者による適切な対応及び透明性・信頼性の確保（続き）

- 一方、透明性レポートでは、法制度やサービスの普及状況等の背景事情の違いが捨象されてグローバルに一律になっているため、実際の偽アカウントへの対応等について、日本マーケットにおいて生じている問題や削除件数等、地域の特性に配慮したレポートの提供が望まれる。
- AIの誤爆に限らず、苦情等を申し立てられた場合に苦情処理の対応が円滑に進められていないという課題もこれまでに議論になっており、苦情に対する救済メカニズムについても各事業者が整備を行い、使いやすいような形で示されるべき。

【以上、大谷構成員】

- 悪意のあるターゲティングではなくても、フィルターバブルやエコーチェンバー等、利用者は自分が欲しい情報ばかりに接してしまうことに陥りやすいのではないかと危惧しており、プラットフォーム事業者の情報の配信方法については透明性が確保されるべき。
- サービスに障害があったときに、日本の利用者に対するレポートが英語だったり、公表時期が遅かったという問題があったので、それらの際には日本の利用者に対してできるだけ早急に日本語で説明されるべき。

【以上、木村構成員】

- 偽情報対策としては、削除よりも、透明性やレピュテーションによる対応が好ましいのではないかと。広告主のKYC（本人確認義務）やアカウントがいつつくられたのかといった情報が重要である。
- 通報者にまでKYCを求めるかは議論があると思うが、責任を持った通報という観点から、検定等により一定の能力・資格を持った者による通報は重きを置くといった仕組みが重要ではないか。
- 発言自体の削除や広告自体の削除、アカウントの削除も慎重であるべきだが、それに対する透明性レポートを読む人が検証できるような体制をつくっていくことが重要。また、削除申立の具体的な方法についても少し工夫を促していくことも重要。

【以上、崎村構成員】

4. プラットフォーム事業者による適切な対応及び透明性・信頼性の確保（続き）

- 技術的対応等により透明性を高めていく場合、プライバシーとの関係で問題が生じないよう、リスクベースで何が起こりうるかを事前に考えていくことが必要である。
- プラットフォームに対して極端に公正性や中立性を求めると多様性を失い、結果としてサービスの世界観がフラットになり、独占や寡占といった問題を引き起こしかねないので、プラットフォーム自身も多様性を持つていく必要がある。その場合に必要となるのは、ユーザがプラットフォームを選べる仕組みであり、プラットフォームの透明性やアカウントビリティは前提として、プラットフォームがどのような世界観でサービスを行っているのか表明することが大前提として必要。

【以上、寺田構成員】

- プラットフォーム事業者が削除したことの説明がないことに懸念があることは理解する。他方、プラットフォーム事業者に対して削除に関する説明責任を過剰に課すと、迅速に削除するインセンティブを著しく損ねる結果、情報が拡散してしまうおそれがある。
- 個別の削除について詳細な説明責任を負わせることにはメリット・デメリットがあることを認識する必要があるところ、対応方針を予め明確にし、内容が適切であるかを議論することには意味があるものの、個別の削除に詳細な説明責任を課するのが良いのかについては慎重な判断を要する問題である。

【以上、松村構成員】

- プラットフォーム事業者が、問題となる情報に対して、どのような対応を行ったのかを明らかにすることが必要である。
- プラットフォーム事業者による過剰な削除がなされると、実質的にプラットフォーム事業者がある種の権力となってしまうおそれが強い。
- ファクトチェックなどを利用して、削除判断の透明化を図っていくことが非常に重要である。（再掲）

【以上、宮内構成員】

4. プラットフォーム事業者による適切な対応及び透明性・信頼性の確保（続き）

- フェイクニュースが何かといったコンテンツの中身の判断については、これまで同様自主規制にほぼ全面的に委ねるといこととし、他方、情報の受け手となる対象者を選定することやレコメンデーションのアルゴリズムの操作などについては、自主規制に任せるのではなく、政府として一歩踏み込んだ対応をして構わないのではないか。【森構成員】（再掲）
- フェイクニュース以外の有害情報や行動ターゲティングの問題についても、全て透明性やアカウントビリティの問題に入ってくるのではないかと。そして、それぞれのプラットフォーム事業者の透明性やアカウントビリティが色々なところから評価を受け、みんなでプラットフォーム事業者の取組を見ていくという状況が保てるのではないかと。
- 海外ではAIが本来は消すべきではない正当な告発のような情報も間違えて消してしまう等の誤爆についても問題視されている点も注意すべき。

【以上、森構成員】

- 政府は、表現の自由等に配慮し積極的な対応は難しいという議論の全体的な方向性を明確にした上で、民間事業者の責任や義務を明らかにし、政府が民間事業者に何らかの対応を求める際の法的根拠は何かを明確にすべき。

【山口構成員】

5. 利用者情報を活用した情報配信への対応

- EUにおけるフェイクニュース対策では、ターゲティングの方法や広告の在り方、とりわけ政治的な広告をどう考えるかについては多くの議論があり、ターゲティング広告自体が特に政治的な選挙に関わるフェイクニュースや偽情報のエコシステムとして支えている部分に対して、どう手当するかということが議論になっている。【宍戸座長】
- 行動ターゲティングは、フェイクニュースを広めるという使い方であれば、全く違う使い方もあるので、フェイクニュースの文脈で議論するのではなく、別の枠組みで考えていく必要がある。特に、行動ターゲティング自体は、プラットフォーム事業者が行っているのではなく、公告配信系の事業者が行っているものなので、フェイクニュースの議論とは分けて考える必要がある。【寺田構成員】
- ターゲティング広告について、商品売るために使うのであればよいがニュースの配信のために使うのでは問題があるという整理については、ユーザの好みに応じた情報選別とユーザの脆弱性に付け込んだ情報選別の区別は難しく、それほど簡単ではない。【松村構成員】

5. 利用者情報を活用した情報配信への対応（続き）

- 従来であれば受け手側が様々な情報を見ることで情報の真偽について判断することができていたが、ターゲティング広告によってフィルターバブルが人為的に作り出されることにより、受け手側が判断できなくなっている側面もあるのではないか。これは知る権利等の関係で問題ではないか。
- 極端な意見として、例えば政治広告についてのターゲティング広告をやめて、マス広告のみにすれば、フィルターバブルを使った誘導は防げるといった論点もあるのではないか。
- フェイクニュースが民主的政治をゆがめたり、政治的分断を深めたりするおそれがあるという点で問題視されているが、プラットフォーム事業者が情報の受け手であるユーザに着目してユーザを選別し、政治的なメッセージを出し分けることにより同様の問題をもたらす可能性があり、フェイクニュースと同様に問題である。
- フェイクニュースが何かといったコンテンツの中身の判断については、これまで同様自主規制にほぼ全面的に委ねるということとし、他方、情報の受け手となる対象者を選定することやレコメンデーションのアルゴリズムの操作などについては、自主規制に任せるのではなく、政府として一步踏み込んだ対応をして構わないのではないか。（再掲）
- ・行動ターゲティング広告は、商品やサービスを売るために使われている分には便利なサービスだったので問題なかったが、特定の人々の脆弱性につけ込んで投票させるといったことは適切ではないので、行動ターゲティング広告を活用して政治広告を出すことについては禁止してもよいのではないか。
- 確かに単なるターゲティング広告と政治広告の区別は難しいが、少なくとも政治広告はユーザを誘導するものであり、許容されないのではないか。プラットフォーム事業者でもあり広告事業者でもあるようなサービス形態は一般化している。

【以上、森構成員】

6. ファクトチェックの推進

- ファクトチェック団体を日本社会全体の中でどうやって支えていくのが論点となる。手法として、公益法人の税優遇といった仕組みを拡張できないかや、RISTEX（社会技術研究開発センター）における社会実装のための研究支援の枠組が適合しているかを検討するのではないか。
【宍戸座長】
- ファクトチェック活動を日本で増やさなければならないときに、その活動コストを、政府、民間等誰が負担するのが望ましいかが論点となるのではないか。
【生貝構成員】
- ファクトチェックにプラットフォーム事業者のリソースを期待してしまうと、独立性や第三者性が損なわれることも懸念されるので、ファクトチェックのための協力はお願いするにせよ、ファクトチェックはプラットフォーム事業者に依存し過ぎない仕組みを考えていく必要がある。
【大谷構成員】
- ファクトチェックの結果をどのように読者に伝えるのか、プラットフォーム上の記事に情報を紐付けるなど、様々な方法があることを前提に適切な方法を検討する必要がある。
【木村構成員】
- ファクトチェックの事業モデルが存在しない、活動コストが得られないといったことは大きな問題であり、市場が失敗しているので、助成プログラムや寄附といった何らかの手立てや政策を考えていく必要がある。
- プラットフォーム事業者が提供するAPI等の情報や技術を使える人材育成が必要であり、長期的には政府以外の公共的な援助が望ましいが、短期的にそれらの取組を加速させるために政府の援助があっても良いのではないか。
【以上、崎村構成員】
- 偽情報については、表現の自由への配慮から、法的規制ではなく、ファクトチェック活動によって自主的に脱力化していくことに賛成である。
- ファクトチェックなどを利用して、削除判断の透明化を図っていくことが非常に重要である。
【以上、宮内構成員】

6. ファクトチェックの推進 (続き)

- ファクトチェック団体とプラットフォーム事業者の関係が公正な協力であるように、政府が間をとりもつことも含めて、全体的なフレームワークを考えていくべき。
- 第三者がファクトチェックを実施する場合や、プラットフォーム事業者の自主的な取組を第三者がモニタリングする場合、ファクトチェックやモニタリングをどの機関が担うのかというスキームを今後明確に絞り込んでいくことが重要。(再掲)
【以上、手塚構成員】

7. 情報リテラシーの教育の推進

- 強い影響を受けてきたメディア経験、メディアイメージ、メディア接触が世代ごとにかなり違っている状況の中、世代をまたいだ形で公衆・公共というものをつくっていく上で、メディアリテラシーに関しては、世代を超えた共同エージェンシーによるアプローチが有効ではないか。
- 今後、情報メディア環境が進展し続けることから、若い世代だけではなく大人も継続的に学び続けることが必要。そういう意味でも、情報リテラシー教育の推進は非常に重要。行政や民間団体の既存の施策はいろいろあるが、さらにそれらを向上させて結びつけていくことが重要。
【以上、穴戸座長】
- いわゆるプラットフォーム規制というのは、メディアリテラシーあるいはプラットフォームリテラシーを社会全体でつくっていくというプロセスであり、プラットフォーム企業との協働、対話と対決というものが法制度の分野から非常に重要な仕掛けである。
【生貝構成員】
- フェイクニュース、デイスインフォメーションに対するカウンタースピーチが重要であり、そういった情報を適切に拡散することも重要。それらに関するリテラシー教育にはリソースをつぎ込むべきではないか。そのリソースは、フェイクニュースが問題となる環境をつくり出しているところに提供してもらうことが必要であり、プラットフォーム事業者と協働した教育の推進に関して、プラットフォーム事業者は世界各国での経験値があるので、その経験値の高さを生かしてリテラシー教育に彼らのリソースをつぎ込まれることを期待。
- 成人年齢引き下げも踏まえ、初めて政治や選挙に関与する主権者に対して、どういう信頼できる情報に接して、どういう意思決定をするのかといったことについて、情報リテラシー教育があわせて行われる必要がある。「情報リテラシー教育の推進」と「情報発信者側における信頼性確保方策の検討」で書かれていることは関連性が高い。
【以上、大谷構成員】

7. 情報リテラシーの教育の推進（続き）

- 情報リテラシー教育について、若者だけでなく全世代に教育が必要だということに加え、利用者が被害者だけではなく意図せず加害者になってしまう可能性についても加筆すべき。 【木村構成員】
- 多くのユーザがインターネット上では匿名であり無責任に発言してもよいという雰囲気を持っている気がするが、実際にはインターネット上は匿名ではなく、トレースされてしまうこともあり、逆にトレーサビリティが信頼性を確保する上でも重要であるので、そういった点もリテラシー教育の中に入れるべき。 【崎村構成員】
- プラットフォームが強い規律を設定すると、そのルールに一般消費者が合わせていくという形になり、リテラシーが上がっていかないのではないか。
- リテラシーを自発的に考えるというよりは、ルールに適用する形で受動的に考えていくようなリテラシーの進め方になりつつあるのではないかという危惧がある。

【以上、寺田構成員】

8. 研究活動への支援

- デイスインフォメーション等にかかわらず、A I に対しての判断の結果や学習の公正性に対して、利害関係人がどのような意見・苦情を申し立てることができるかについては普遍的な課題であり、A I 利活用ガイドラインや人間中心のA I 社会原則等も参照し、A I 技術の活用と同時に問題に対してもどう対応していくか、透明性をどのように確保してアカウントビリティを高めていくのかについて、主要課題の個別の検討を踏まえて問題意識の連関を示していくべき。 【穴戸座長】
- 学術誌においてリファレンス数が信頼度の指標になっているのを参考に、記事の信頼度を測る指標として、リファレンス数を表示させるような研究が考えられるのではないか。 【崎村構成員】
- 機械学習やAI技術を活用した選別の技術を推進すると、自動的に削除された件数が1つの目標となり、それが大量の誤爆削除につながることもあると思うので、もう少し誤爆削除に対する懸念も意識すべき。 【森構成員】

9. 情報発信者側における信頼性確保方策の検討

- 人を引きつける釣り見出しだけがインターネット上のニュースサイト等で流れ、受け手側が十分に本文を読まないままその記事のイメージが作られ、結果としてフェイクニュースになるという問題がある。
- デジタルアーカイブに限らず、オープンデータの取組が社会全体の中で官民の協調領域において進んでいくことにより、基礎となるデータが正しい形でデジタル空間に流通し、その出典を確認した上で、それらに関する見方の違いという形で議論が戦わされたり、あるいはフェイクニュースやディスインフォメーションが生じたときにその正しいデータをもとにファクトチェックが可能になることが必要。
- 公正報道又は客観報道といったジャーナリズムの規範を遵守することで広く事実を人に知らせるという役割を果たしてきた既存のマスメディア、新しくネットで活躍するメディア、そして、情報流通の社会基盤でありイノベーションの基礎でもあるプラットフォーム事業者という、広い意味で表現の自由や民主主義にコミットするこれらの主体の適切な連携が必要。この点は、フェイクニュース対策の必要性や自主的スキームの尊重について議論する中で、議論の全体を貫く前提である。【以上、穴戸座長】
- 真のフェイクニュース対策として、本来信頼できる質の高い情報をどうやってインターネットの上に増やしていくかということを考える際に、デジタルジャーナリズムの支援に加えて、デジタルアーカイブの推進と拡大という観点も意識すべき。例えば、DSM著作権指令の8条では、商業以外の作品のデジタルアーカイブとしての利用を大幅に認める野心的な権利制限の内容も含まれており、フェイクニュースの観点では、DSM著作権指令に関して、透明性確保及び苦情処理メカニズムだけでなく、8条も含めて参照すべき。
- 望ましいフェイクニュース等への対策というは、誤った情報や質の低い情報を消していくのではなく、インターネット上でより質の高い信頼できる情報にどれだけアクセスできる機会を増やしていくか、悪貨が良貨を駆逐する状態からどうやって良貨が悪貨を駆逐していく状態をつくっていくのが重要。その際、デジタルアーカイブにより、日本のさまざまな公的・私的な文化機関等が保有している知識の蓄積をしっかりとデジタルでもアクセスできるようにしていくことが重要。多くの人々にとって物事を調べる際にはグーグル検索をしてウェブに載っているブログやまとめサイト等から情報を得ることが実質的に唯一の情報を得るためのルートになりつつある中で、書籍等の既存の知識にアクセスできる環境を整えていくことがまさにインターネットを信頼できる知の空間にしていく上での非常に重要な取組である。【以上、生貝構成員】

9. 情報発信者側における信頼性確保方策の検討 (続き)

- 欧州委員会のデイスインフォメーション対策の5本柱のうちの一つがクオリティジャーナリズムへの支援。EUでは実際にプラットフォーム事業者が収益の一部をデジタルジャーナリズムの支援に充てており、レベニューシェアに関する施策も検討していくべき。
【生貝構成員】
- 情報源のトレーサビリティ確保はウェブメディアやインターネットメディアでは非常にやりやすくなっており、重要でもあるから、その点についてもう少し踏み込んでよい。
- 日本のメディアはリファレンスを張らないが、検証可能性を担保するために、情報のソースを明らかにする必要がある。
- 学術誌においてリファレンス数が信頼度の指標になっているのを参考に、記事の信頼度を測る指標として、リファレンス数を表示させるような研究が考えられるのではないかと。
【以上、崎村構成員】
- 信頼できる質の高い情報という観点では、ネットワーク上での情報について、それが正しいものかどうか、データが改ざんされていないデータかどうか、トラストサービスのような仕組みもあわせて検討対象の1つとして考えるべき。
【手塚構成員】
- 信頼することのできるメディアを見分けるためのトラストに関する仕組みをどう考えるかが論点となるのではないかと。
- インターネットメディア間の情報共有が進むことには賛成だが、メディアの多様性を奪わないよう配慮する必要がある。
【以上、寺田構成員】
- 情報の受け手側が文章中の事実と推測を区別することも重要だが、情報の発信側が事実と推測を分けて書くことも非常に重要である。
【宮内構成員】
- インターネットメディアの中で、スポンサー記事など、記事と広告の区別がつかないような記事ないし広告の問題があるのではないかと。
【森構成員】

10. 国際的な対話の深化

- フェイクニュースやデイスインフォメーション対策は、民主主義や基本的人権の尊重、法の支配、個人の尊重といった価値を共有するような国々の中で共通の課題であり、対策について我が国としてもさまざまな形で議論に参加して貢献していくことが当然求められる。
【穴戸座長】